

石綿事前調査結果報告システムについて

【事業者様向け】

石川県生活環境部環境政策課



- 石綿事前調査結果報告の概要
- 石綿事前調査結果報告システムの概要
- GビズIDの作成
- システムの基本操作
- Dグイン
- ▶ 新規申請
- その他の機能
- ▶ 申請内容の修正
- 下書き情報の活用
- よくあるご質問

石綿事前調査結果報告の概要

石綿事前調査結果の報告とは

- 建築物や工作物の解体・改修工事を行う際には、石綿含有の有無の事前調査を実施する必要があります。
- 一定以上の建築物・工作物の場合、労働基準監督署、および自治体(県または金 沢市)に事前調査結果の報告を行う義務が事業者(元請事業者)に課せられます。

<報告の対象> (新規則第16条の11第1項)

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積 の合計が80m以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負 代金の合計額が100万円以上であるもの
- ③工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該 作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

④ 総トン数が 20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事 (※令和4年1月13日厚生労働省令第3号により追加)

➡

事前調査結果報告は、**石綿事前調査結果報告システム**を利用することで労働基準 監督署、及び自治体の窓口へ書面の提出に出向くことなく行うことができます。 3

石綿事前調査結果報告システムの概要

石綿事前調査結果報告システムのURL https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp 文字サイズ小中大 ()厚生労働省 < 環境省 石綿事前調査結果報告システム お知らせ一覧 ヘルプ ログイン ●石綿事前調査結果報告システムとは 石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続(申請)をオンラインで行えるシステムです。 ■報告が必要となる工事 - 14日かど後ごをあるエーデ ・建築物の設体工事(諸負金額100万円以上(税込)) ・工作物の解体・改修工事(諸負金額100万円以上(税込)) ※請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額 で判別してください。 ユーザーテストについて ●システムに関する質問等についてはヘルプデスク等へお問い合わせになる前に、「よくあるご質問一 覧」「FAQ」および「システムマニュアル」をご確認ください。 ※現在多数のお問い合わせをいただいていますので、ご協力をお願いします。 ※これまでに複数いただいたご質問を、下記に掲載しています。 「よくあるご質問一覧」への展開 ※「FAQ」および「システムマニュアル」は、上部メニューの[ヘルプ]クリックで表示されるプルダウ ンメニュー[FAQ]や[システムマニュアル]からご確認ください。



 $Q R \square - F$

システムは**パソコン**又は **スマートフォン**により、 インターネットからアクセス することができます。

(2022年2月14日時点の トップ画面)

石綿事前調査結果報告システムの概要

- 石綿事前調査結果報告システムには以下の機能があります。
- システムの利用者マニュアルは**ヘルプ**からダウンロード可能です。

	機能名	機能	利用者マニュアル_詳細機能編の 参照先
1	ログイン、ログアウト	システムからログイン、ログアウト	1.システム利用上の共通操作
2	アカウント情報	自身のアカウント情報の確認	2.アカウントの管理
3	グループ管理	グループを管理、グループメンバーの確認	3.グループの管理
4	新規申請	申請情報を登録	4.申請情報の登録
5	一括申請	複数の申請情報を一括で登録	5.申請情報の一括申請
6	申請一覧	登録した申請情報の内容確認や修正登録	6.申請情報の検索と検索条件の 保存、7.申請情報の編集
7	下書き一覧	下書き保存した申請情報の内容確認および 申請	8.下書き情報の活用
8	ファイル出力	申請情報のファイル出力	9.ファイル出力について
9	お知らせ一覧	システムからのお知らせ情報を確認	10.お知らせ
10	ヘルプ	FAQの参照およびシステムマニュアルのダ ウンロード	11.FAQについて、12.システムマ ニュアルについて
11	お問い合わせ	ヘルプデスクにお問い合わせ	13.お問い合わせ

• システムの利用の流れは以下のとおりです







基本操作【ログイン(1)】

	三子 石綿事前調査結果報告システム	文字サイズ 小 中 大	ひと、くらし、みらいのために の ア と Minasy of Heath Labor and Windows	Ministry of	環境省
2				FAQ	お知らせ
		ログイン			
	● 石綿事前 石綿事前調査結果報告システムとは、労働	う調査結果報告システ」 物安全衛生法に基づく石綿障害予防規	ムとは 見則、及び大気汚染防止法	5分に基	
	づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告 ■屈出・報告が必要となる工事 ・建築物の解体工事(80 mi以上) ・建築物の改修工事(請負金額100 万円以 、工作物の約4 工物を工事(漂負金額100	与手続をオンラインで行えるシステム 上(税込))	<u>」</u> です。		
	* 近日初の床床・広告工事(調査並取10 ※請負金額については、請負契約が発生し 額で判断してください。	っていない場合でも、請負人に施工で	させた場合の適正な請負付	代金相当	
		初めて利用する方へ			
	石綿届出報告システムを利用するためには 要があります。 (GビズIDでアカウントを取得することに	は、認証システム(GビズID)により こより、複数の行政サービスにアクt)事前にアカウントを作成 2スすることが可能になり	なする必 (ます)	
	・GビズIDをお持ちでない方は「GビズII	を作成」から、アカウントの作成を	してください。		
	1 登録済みの方 GビズIDでログイン		りての方はこちら GビズIDを作成		

システムへGビズIDを利 用してログインします。

▶□グイン

<操作手順>

 「GビズID でログイン」
 ボタンをクリックし、「G
 ビズIDのログイン画面」へ
 お進みください



gBizID			
🕤 ログイン			
	アカウントID		
	パスワード		
	U 🗸	ログイン	
	C O Z:	ノバスワードを忘れた方はこちら 7カウントを持っていない方はこちら	

スワード入力				
さ。 ヽるワンタイムパスワードを1時間 ミかった場合、はじめからやり直し	別以内に入力して下さい していただく必要があ	\。 ○ます。		
アカウントID				
ワンタイムパスワード				
2	ок			
	スワード入力 ^{こ。} ^{Nるワンタイムパスワードを1時間 かった場合、はじめからやり直 アカウントID ワンタイムパスワード 2}	スワード入力 た。 いるワンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい かった場合、はじめからやり直していただく必要があり アカウントID ワンタイムパスワード 2 のK	スワード入力 た。 いるワンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい。 かった場合、はじめからやり直していただく必要があります。 アカウントID ワンタイムパスワード 2 のK	スワード入力 ^こ 。 ^{NO} フンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい。 はじめからやり直していただく必要があります。 アカウントID ワンタイムパスワード 2 OK

▶GビズIDのログイン画面

<操作手順> ●GビズIDとパスワードの入 力後、「ログイン」ボタンを クリックしてください。

GビズID申請時に登録した
 SMS受信用電話番号にワンタイムパスワードが届きます。
 届いたワンタイムパスワード
 を入力し「OK」ボタンをクリックして、「トップページ」へお進みください。

基本操作【新規申請(1)】

- 労働安全衛生法(石綿障害予防規則)及び大気汚染防止法に基づく事前調査 結果の報告する申請になります。
- 新規申請の操作の流れは以下のフローのとおりです。



基本操作【新規申請(2)】



▶トップページ

<操作手順> ●トップページ画面のメ ニュー項目、又はボタンに あります「新規申請」をク リックし、新規申請画面に お進みください。

基本操作【新規申請(3)】



▶元方(元請)事業者の 入力 丁事に関する基本情報を入力 してください。

く操作手順> ①必要事項の入力後、「②請 負事業者の入力 | ボタンをク リックし、「請負事業者の入 カーへお進みください。

※原則、申請区分のチェックを 外さず労働安全衛生法、大気汚 染防止法向けの申請として入力 してください。

※船舶の解体・改修工事の場合 は、労働安全衛生法のみの報告 となりますので、大気汚染防止 法のチェックを外してください。12





▶請負事業者の入力 請負(下請)事業者がある場合は、 該当の情報を入力してください。

<操作手順>

●「+請負事業者の追加」ボタン をクリックすると項目が表示され ます。必要事項を入力してください。

❷「一覧に保存する」ボタンをク リックすると「工事を請け負って いる事業者の一覧」に入力した請 負事業者が追加されます。

❸入力後は「③事前調査結果の入力」ボタンをクリックし、「事前調査結果の入力」へお進みください。

基本操作【新規申請(5)】



▶事前調査結果の入力 工事対象となる全ての建材につい て、事前調査結果を入力してくだ さい。 工事対象でない建材については入

<u>上事対象でない建初についてに</u> <u>力不要です。</u>

<操作手順>

●入力する建材の▲をクリックし入力欄を表示してください。

 ②必要事項を入力後、「④申請 (確認)」ボタンでクリックし、
 「申請情報の確認」へお進みくだ さい。

※「④申請(確認)」ボタンをクリッ クしたとき申請情報の入力内容によっ てはエラーメッセージが画面上部に表 示されます。その場合はメッセージに 沿って修正してください。

基本操作【新規申請(6)】



▶申請情報の確認 申請内容確認画面で入力した内容 を確認してください。

<操作手順>

●入力内容に誤りがなければ「申請を完了する」ボタンをクリックし、「申請情報の登録完了」へお進みください。

基本操作【新規申請(7)】



▶申請情報の登録完了 登録が正常に完了しましたと表示 され、以下のメールを着信しまし たら、申請情報の新規登録作業は 完了です。

差出人:石綿事前調査結果報告システム <info@mail.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp> 件名:【石綿事前調査結果報告システ ム】新規申請受付完了通知メール(登 録:xxxxxxxxx)

その他の機能【申請情報の修正(1)】

- 申請情報の修正や取下げ、修正履歴を表示します。
- 修正や取下げを行った場合であっても、修正や取下げの履歴は行政機関に残ります。(修正・取下げした理由等について、後日、行政機関から問い合わせさせていただく場合があります。)
- ※ 修正や取下げは、「解体工事又は改修工事の実施期間」の終了日まで実施することができます。 「解体工事又は改修工事の実施期間」の終了日以降は修正・取下げはできません。



【修正が必要なケース(一例)】

- 解体等工事の実施中に、事前調査で目視確認が困難な場所の確認が可能となり、再度の事前調査を行った結果、新たな石綿含有建材が把握された場合
- 工事の実施期間が変更になった場合
- 請負事業者が変更(追加)となった場合 など

その他の機能【申請情報の修正(2)】



▶トップページ

<操作手順> ●トップページ画面のメニュー項 目、又はボタンにあります「申請 一覧」をクリックし、申請一覧画 面にお進みください。

その他の機能【申請情報の修正(3)】



▶申請一覧

<操作手順> ●「申請一覧」画面の検索結果で、 該当する申請情報の「詳細」ボタ ンをクリックしてください。

❷「新規申請」と同様の流れで、 工事に関する基本情報を修正して ください。

その他の機能【申請情報の修正(4)】



<操作手順> ●基本情報の修正が完了しました ら、「④変更申込(確認)」ボタ ンをクリックしてください。

※エラーが存在する場合は、エラー項 目のある画面へ遷移するので、エ ラー項目を修正してください。

その他の機能【申請情報の修正(5)】



<操作手順> ●「変更申請内容確認」画面で入 力内容を再確認してください。

②入力内容に問題がない場合は、 「変更を申請する」ボタンをク リックしてください。完了画面 (本画面)が表示され申請情報の 修正が完了します。また、修正登 録完了にあわせてメールが送付されます。

その他の機能【下書き情報の活用(1)】

- 「下書き一覧」画面で下書き保存した全ての情報を確認することができます
- テンプレートとなる情報を下書き保存し、<u>下書き情報のコピー機能を利用し</u>
 <u>てテンプレートとして使用することができます</u>

新規申請 新規申請 新規申請 新規申請 九 九 九 九 九 九 九 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 日 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 日 和 日 和 日 日 日 日 日 日 日	<操作手順> ❶「新規申請」 存」 ボタンをク
 申請区分?必須 ○ 労働安全衛生法(石綿障害予防規則) ○ 大気汚染防止法 ① 大気汚染防止法 ① 大気汚染防止法 ① 下書き保存 下書き保存 「アンョ回し に戻る 	
2 下書き名称 保存する下書きの名称を入力 キャンセル 保存	❷ダイアログた 保存する下書き 「保存」ボタン ださい。

規申請」画面で「下書き保 タンをクリックします。

ダイアログが表示されるので、
 保存する下書きの名称を入力し
 「保存」ボタンをクリックしてく
 ださい。

その他の機能【下書き情報の活用(2)】



<操作手順> ●メニュー項目、または「トップ」 画面にあるボタン「下書き一覧」を クリックして、「下書き一覧」画面 を表示してください。

その他の機能【下書き情報の活用(3)】

Ξ	중 石綿事前調査結果報告システム 文字サイズ 小 中 大 代 厚生労働省 メージア生労働省 メージア生労働省 メージア メージア メージア 、 環境省 メージア メージア 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、							
	トップ	新規申請	一級中語	下書書一覧	中語一版	お知らせ一覧 ヘルプ	お問い合わせ 🗿	9
	下書き一覧							
	申請書フ 「を押	アイルをダウン 下すると、チェ	ロードする場 ックの全選択	合は、対象の /全解除がで	申請にチェック きます。	を入れ「ダウンロード」 ボタンを押下してくださ	<i>د</i> ۱.	
						申請書ダウンロード:	ダウンロート	4
1	贪 索結	果:1件中1-	1件表示					
					<前へ	1 次へ>		
۵	Z	下書き保存	名称			作業場所の住所	更新日	詳細表示
	下書	き名称		工事現場都建	16府県工事現場住所	所 (続き)	2021/10/12	詳細 コピー 削除
] / 1	「綿事前調」	查結果報	告システム	利用規約 フライバシー	Copyright の Ministry of Health, Labou reserved. Copyright Ministry of the Environment reserved.	r and Welfare, All Rig Government of Japan	hts h. All rights

▶下書き情報からの申請作業 の再開

- 下書き保存して中断した申請作 業を再開することができます。
- 操作を行った下書き情報は、登 録完了後に削除されます。 (下 書き一覧に表示されなくなりま す。)

<操作手順>

●下書き情報の「詳細」ボタンを クリックしてください。下書き情 報を「新規申請」画面に表示しま す。

その他の機能【下書き情報の活用(4)】

「「石綿事前調査結果報告システム 文字サイズ小 中 大 🤭 厚生労働省 🔆 環境省						
トップ 新規申請 一括申請	下書書一覧 中語一覧	お知らせ一覧 ヘルフ	び お問い合わせ 📵			
	下書き一覧					
申請書ファイルをダウンロードする場 でたますると、チェックの全選択	合は、対象の申請にチェックを入 ノ全解除ができます。	れ「ダウンロード」ボタンを押下してくだ	さい。			
		申請書ダウンロード:	ダウンロード			
検索結果:1件中1-1件表示						
	<前へ 1	次へ>				
下書き保存名称		作業場所の住所	更新日 詳細表示			
下書き名称	工事現場都道府県工事現場住所(統	(ð)				
<前へ 1 次へ>						
このpyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights でeverved. このpyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved. Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.						

▶下書き情報を複製して申請 (下書き情報をテンプレー トとして活用)

下書き保存した申請情報を活用して、新規に登録申請をすることができます。

 操作を行った下書き情報は、登 録完了後に削除されません。
 (下書き一覧に表示されます。)

<操作手順> ●下書き情報の「コピー」ボタン をクリックしてください。下書き 情報をコピーして「新規申請」画 面を表示します。

よくあるご質問(1)

NO	分類	質問内容	回答内容
1	事前調査結果 報告について	事前調査結果報告は義務でしょうか。報告 を行わなかった場合どのようなペナルティ があるのでしょうか。	事前調査結果の報告は法令に基づき事業者に課せられた 義務となります。報告対象工事であるにもかかわらず報 告を行わずに石綿等工事を行った場合、関係行政機関か ら法令違反の指摘・指導を受け、又は労働安全衛生法 (石綿障害予防規則)及び大気汚染防止法に基づく罰則 が科せられる場合があります。
2	事前調査結果 報告について	事前調査を行いました。事前調査結果の報 告はいつまでに行わなければならないので しょうか。	事前調査結果の報告の対象となる工事の開始前に、あら かじめ報告を行っていただく必要があります。工事開始 前であれば、事前調査の終了後何日以内に、という制限 はありませんが、事前調査後に調査結果の整理等必要な 作業を行った上で速やかに報告してください。ただし建 築物等の構造上、工事に着手する前に目視することがで きない箇所があった場合、着手した後に目視が可能と なった時点で調査を行い、修正報告を行います。
3	事前調査結果 報告について	システムで石綿事前調査結果報告を電子申 請した場合は、システムに情報が保存され ているので、事前調査の結果の資料の保存 の義務を果たしていることになりますか。	石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、事前調 査の結果の記録を作成し、事業者側で3年間保存するこ とが必要です。石綿事前調査結果報告システムにて報告 いただく内容は、報告に即した簡易な情報であることか ら、報告内容のみでは事前調査の結果の記録としては情 報が足りません。事前調査の結果の記録は、事前調査結 果の報告とは別に法令に基づく必要な事項を満たした記 録を保存していただく必要があります。

よくあるご質問(2)

NO	分類	質問内容	回答内容
4	石綿事前調査 結果報告シス テムについて	石綿事前調査結果報告システムでは、どの ような電子申請を行うことができますか。 計画届や作業届の届出も行うことができる のですか。	石綿事前調査結果報告システムで申請できるのは、事前 調査結果の報告の電子申請のみとなります。石綿含有建 材の除去等の工事における計画届等については、従前ど おり、労働基準監督署及び自治体窓口に所定の書類を提 出してください。
5	報告の電子申 請について	電子申請を行う際に、入力を間違えてし まっていたことに気が付きました。修正す ることはできますか。	工事終了日までの間は、申請を修正することができます。 また、「申請詳細」画面の「取下げボタン」から申請自 体を取り下げることもできます。
6	報告の電子申 請について	石綿事前調査結果報告の電子申請を誤って 取下げしてしまったが、取り下げた内容を 活用して再申請できますか。	取り下げた申請の情報を活用することはできませんので、 再度申請情報を登録してください。
7	報告の電子申 請について	エラーメッセージが表示され、石綿事前調 査結果の電子申請が完了できません。	入力内容にエラーがあった場合は、画面上部にエラー メッセージが表示されます。エラーを解消するまで登録 を完了することはできません。メッセージに沿って入力 内容を修正してください。
8	報告の電子申 請について	「申請確認」画面で画面上部にメッセージ が表示されます。そのまま登録して問題な いでしょうか。	入力内容によっては注意喚起のメッセージが表示される ことがあります。メッセージを確認いただき、必要に応 じて入力情報を修正してください。なお、修正せず、そ のまま登録を行うことも可能です。
9	報告の電子申 請について	電子申請した事前調査結果報告の内容は、 いつまで保存されますか。	電子申請した事前調査結果報告の内容は削除されること はなく、保存され続けます。
10	電子申請の記 載項目	元方(元請)事業者情報の事業者の名称お よび代表者氏名には、会社名と代表者の氏 名のみ入力すればよいのですか。	・事業者の名称について 会社名に加えて、店社・支店・営業所も入力してくださ い。 ・代表者氏名について 代表者(代表取締役社長、支店長など)の職名と氏名を 入力してください。

よくあるご質問(3)

NO	分類	質問内容	回答内容
11	電子申請の記 載項目	共同企業体、共同調達の工事に係る事前調 査結果報告を電子申請します。事業者の名 称および代表者氏名の欄にはどのように入 力すればよいですか。	共同企業体又は共同調達の場合、事業者の名称欄には構 成会社を全て入力してください。代表者氏名欄には、共 同企業体代表者等の氏名を入力してください。
12	電子申請の記 載項目	個人事業主(一人親方)ですが、事業者の 名称および代表者氏名の欄にはどのように 入力すればよいですか。	個人事業主の場合は、事業者の名称欄に個人の氏名を入 力してください。代表者氏名の入力は不要です。
13	電子申請の記 載項目	解体工事又は改修工事の実施期間には、工 事全体の期間を入力するのですか。工事日 程が正確に決まっていない場合はどうすれ ばいいですか。	解体・改修工事を含む工事全体の予定日を入力してくだ さい。日付が正確に特定できない場合はおおよその日付 でかまいません。
14	電子申請の記 載項目	「建築物又は工作物の新築工事の着工日」 について、工事対象が複数の建物や設備等 であり、それぞれ異なる着工日の場合、ど のように入力すれば良いのでしょうか。	工事対象のうち、最も古い建物・設備の新築工事の着工 日を入力してください。
15	電子申請の記 載項目	「事前調査を実施した者」及び「分析調査 を実施した者」について、請負業者に調査 を依頼した場合、下請事業者情報の欄に入 力するのでしょうか。	調査を実施した者が元請事業者でない場合も、元方(元 請)事業者情報の欄に記載してください。また、調査を 実施した者が請負事業者である場合には、元方(元請) 事業者情報の欄に加え、請負事業者の欄にも入力してく ださい。
16	電子申請の記 載項目	事前調査を実施した者について、資格者調 査が義務化されるまでは講習を受講してい ない担当者が事前調査を実施した場合、氏 名のみ記載でよろしいでしょうか。	2023年9月30日以前に着工する工事については、当該欄 の入力は任意となりますので、講習を受講していない場 合には氏名のみの記載でも差し支えありません。請負業 者の当該欄についても同様です。
17	電子申請の記 載項目	請負業者の入力について、報告する工事に 係るすべての請負業者を入力する必要があ るのでしょうか。	石綿作業に関連する請負業者のみ入力してください。な お、石綿作業に関連する業者は規模・工事内容にかかわ らず報告対象となります。



NO	分類	質問内容	回答内容
18	電子申請の記 載項目	事前調査結果を入力する際に、同一の建物 内でも改修等により石綿含有のものと石綿 非含有のものがある場合は、どのように入 力するのでしょうか。	同一の建材において石綿含有の物と非含有の物が混在し ている場合は、石綿含有の材料として、作業の種類、切 断等の有無、作業時の措置を入力してください。
19	電子申請の記 載項目	事前調査結果を入力する際に、材料ごとに 入力ですが、記載にない材料については全 て「その他の材料」に入力でよいでしょう か。	作業対象の材料の種類に記載がない材料については、 「その他の材料」の欄に入力してください。同一の建材 において石綿含有の物と非含有の物が混在している場合 は、石綿含有の材料として、作業の種類、切断等の有無、 作業時の措置を入力してください。

事前にいただいたご質問(1)

NO	分類	質問内容	回答内容
1	事前調査結果 報告について	当該建築物にアスベストが使用されていない 事が分かっていても、その都度調査報告を行 う必要があるのでしょうか。	定期改修工事等で一度調査を行い報告を行った箇所につい ては、再度の報告は不要となります。過去に調査を行って いない箇所の改修を行う場合は調査及び報告が必要です。
2	事前調査結果 報告について	4月1日から事前調査報告書の提出が求められ ているが、書式及び届出先はどのような形に なるのでしょうか。また届出に関して、電子 届出か紙ベースでの届出のどちらになるので しょうか。それによって受付印等はどうなる のでしょうか。	事前調査結果の報告は原則システムにより行ってください。 書面により報告を行う場合は所定の様式(様式第3の4)に より、労働基準監督署及び県又は金沢市へ提出してください。(システムによる報告の場合、受付印等の押印はあり ません。)
3	事前調査結果 報告について	報告対象となる「床面積の合計が80㎡以上の 建築物の解体工事」について、屋根・外壁工 事の算出方法はどのようになるのでしょうか。	屋根の工事に関しては、水平投影面積で算出します。外壁 工事に関しては、面積を算出する必要はありません。
4	石綿事前調査 結果報告シス テムについて	石綿事前調査結果報告システムにおいて、自 会社の他支店が報告したデータは閲覧できる のでしょうか。	システムの利用時に取得するGビズ Dを「プライム」で 取得した場合、支店ごとに Dを作成することができます。 その場合、本社からは各支店のデータを閲覧できますが、 支店から別の支店のデータを閲覧することはできません。 (例:A支店からB支店のデータは閲覧できない。)

事前にいただいたご質問(2)

NO	分類	質問内容	回答内容
5	事前調査結果報 告について	同じ建築物について、発注者が業者Aと解体工事 の契約を、業者Bと改修工事の契約を行った場合 の報告の取り扱いはどうなるのでしょうか。	業者が別の場合は、それぞれの業者ごとに報告対象に該当す るかどうかを判断します。 ※業者Aは建築物の解体工事の要件「床面積が80㎡以上」に該 当する場合、業者Bは建築物の改修工事の要件「請負金額合計 額が100万円以上」に該当する場合に報告が必要です。 なお建築物の解体工事と改修工事を別に契約した場合であっ ても、それぞれの請負者が同一業者であるときには、一の契 約で請け負ったものとみなしますので注意してください。
6	事前調査結果報告について	報告対象となる「請負代金が税込100万円以 上の建築物の改修工事」には、解体工事は含ま れないということでしょうか。	 ①建築物の場合 ・解体工事のみのときは、床面積の合計が80m以上の場合に報告が必要です。 ・改修工事のみのときは、請負代金の合計額が100万円以上の場合に報告が必要です。 ・解体工事と改修工事が混在するときは、解体工事に係る部分の床面積が80m以上又は工事全体の請負代金の合計額が100万円以上の場合に報告が必要です。 ②工作物の場合 ・解体工事のみのとき、改修工事のみのとき、解体工事と改修工事が混在するときの、いずれも、請負代金の合計額が100万円以上の場合に報告が必要です。 ③建築物と工作物の工事を一体として行う場合 ・建築物の解体工事と、工作物の解体又は改修工事を一体として行うときは、建築物の解体工事に係る部分の床面積が80m以上又は工事全体の請負代金が100万円以上の場合に報告が必要です。 ・建築物の改修工事と、工作物の解体又は改修工事を一体として行うときは、工事全体の請負代金が100万円以上の場合に報告が必要です。 ・建築物の政修工事と、工作物の解体又は改修工事を一体として行うときは、工事全体の請負代金が100万円以上の場合に報告が必要です。 ・建築物の解体工事と改修工事が混在し、かつ工作物の解体又は改修工事を一体として行うときは、建築物の解体工事に係る部分の床面積が80m以上又は工事全体の請負代金の額が100万円以上の場合に報告が必要です。

石綿の飛散漏えい防止のため、 改正法の遵守及び周知にご協力を お願いいたします。



○参考



(<u>https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/ishiwata/ishiwata.html</u>)

〇問い合わせ先

▶石川県生活環境部環境政策課 (TEL:076-225-1463)

32